

いては、同項の規定は、適用しない。

71
法人（連結法人に限る。）が法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に同法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額はないものとする。

第一項及び第二項の規定は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度（前項の規定により当該法人の超過利子額とみなされた金額につき第一項及び第二項の規定を適用する場合にあつては、前項の合併等事業年度）以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に当該超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

6|5|

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第六十六条の六 省略
この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

卷之二十一

二 一
特定 外国 関係 会社 省 略

次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるも

第六十六条の六 同上

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

10| 9|
同 同
上 上

第一項又は第二項の規定は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度（第三項又は第四項）の規定により当該法人の超過利子額とみなされた金額につき第一項又は第二項の規定を適用する場合にあつては、第三項の合併等事業年度又は第四項の最終の連結事業年度終了日の翌日を含む事業年度）以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に当該超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

		二	同	同	上
	(1)	ハ	イ・ロ	同	上
社に係る第	各事業年	同	上		
げる内国法					

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人そ

のをいう。(2)において同じ。)以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

二 (2) 省 略

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国關係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

イ・ロ 省 略

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内國法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つて居る場合として政令で定める場合

13 3
12 (2)
四 (2) 省 略

法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

14 省 略

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内國法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つて居る場合として政令で定める場合

14 3
12 (2)
四 (2) 同 上

法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

14 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

二 (2) 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

目的会社等」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社(同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。)の所得に対して課される外国法人税(同法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の額(政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額)のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額)、当該外国関係会社の部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額)又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額)は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。)とみなして、同法第六十九条及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。)につき」とする。

いて「特定目的会社等」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社(同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項、第三項から第五項まで及び第七項において同じ。)の所得に対しても課される外国法人税(同法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。)の額(政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額)のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額)、当該外国関係会社の部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額)又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額)は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。)とみなして、同法第六十九条及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十三項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)又は第六十八条の九十一第一項(連結法人の外因関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係会社の所得に對して課される外因法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。)につき」とする。

内国法人が、各連結事業年度において、当該内国法人に係る第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の同条第一項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外国関係会社の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外国関係会社の同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

省 略

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外國関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額又は当該外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めた金額（第六項及び第十項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人

前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）が、同条第一項の規定の適用に係る外國関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合は、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

同 上

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十二項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外國関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額又は当該外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額又は当該外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めることにより計算した金額に相当する金額（第七項及び第十一項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法

金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外國関係会社の所得に対して外國法人税が課されるとき（前項に規定する政令で定める外國法人税があつては、政令で定めるとき）は、当該外國関係会社の当該個別課税対象金額、当該個別部分課税対象金額又は当該個別金融子会社等部分課税対象金額は前項に規定する外國関係会社の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額と、同号に規定する外國関係会社の所得に対して課される当該外國法人税の額（同項に規定する政令で定める外國法人税があつては、政令で定める金額）は同項に規定する外國関係会社の所得に対して課される外國法人税の額の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第十項において同じ。）から控除する。

一 当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 省 略

6| 5|

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受ける場合において、第五項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人に係る外國関係会社に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7| 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

8| 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を

人税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条及び第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第十一項において同じ。）から控除する。

一 当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 同 上

7| 6|

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第五項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外國関係会社に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8| 第五項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

9| 第五項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第五項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同

一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定がある場合における第四十二条の四第二十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第二十二項中「又は第三編第二章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の七第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七项及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」と、同法第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の七第四項」とする。

10

内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二条第十四号に規定する地方法人税申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正

法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第五項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第五項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

10 第五項の規定がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第十二項中「又は第三編第二章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の七第五項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは「同条第八項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第五項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の七第五項」とする。

11

内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第五項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十三項において同じ。）から控除する。

12 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正

請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十三条の規定による控除をする前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の八 省 略

2・3 省 略
4 前三項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号、次項及び第十項において同じ。）及び当該内国人と当該外国法人との間の実質支配関係（同条第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十項第二号において同じ。）の状

請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除は、金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

13 第十一項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

14 第十一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十一項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十一項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の八 同 上

2・3 同 上
4 同 上

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号、第六項及び第十一項において同じ。）及び当該内国人と当該外国法人との間の実質支配関係（同条第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。）の状

況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

二 省 略

) の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

二 同 上

5 内国法人が第一項から第三項までに規定する外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済金額(第六十八条の九十二第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下この条において同じ。)があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

5 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格組織再編成」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)を含む事業年度以後の各事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めることにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

一 適格合併又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。)当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度(適格合併等の日(当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)前十年以内に開始した各事業年度をいう。)の課税済金額

二 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適格分割等」という。)当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(同項において「分割法人等」という。)の分割等前十年内事業年度(適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度をいう。同項において同じ。)の課税済金額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた当該外

6 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格組織再編成」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)を含む事業年度以後の各事業年度における第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めることにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

一 適格合併又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。)当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度(適格合併等の日(当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。)の課税済金額又は個別課税済金額

二 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適格分割等」という。)当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(同項において「分割法人等」という。)の分割等前十年内事業年度(適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度

国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

6|

適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第四項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前に、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

10| 9| 8| 7|

省 略 略 略

前二項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうち

いざれか少ない金額をいう。

一 内国法人が外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十一条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剩余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十二第一項、第六項若しくは第八項又は第六十八条の九十一第一項、第六項若しくは第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剩余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十二第一項から受

7|

適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十八条の九十二第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第四項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前に、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなされる金額及び同条第六項の規定により前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

11| 10| 9| 8|

同 同 上 同 上

一 内国法人が外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剩余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剩余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十二第一項、第六項若しくは第八項又は第六十八条の九十一第一項、第六項若しくは第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剩余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十二第一項から受

この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十二項において「間接配当等」という。)

二 次に掲げる金額の合計額

イ 省 略

口 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、前二年以内の各事業年度において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(前二年以内の各事業年度において同号の外國法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額を控除した残額。第十二項において「間接課税済金額」という。)

二 同 上

イ 同 上

口 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年内に開始した各事業年度(以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。)において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(前二年以内の各事業年度において同号の外國法人から受けた剰余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外國法人が当該他の外國法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十二項において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において「間接課税済金額」という。)

11

第五項及び第六項の規定は、第七項から前項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

12

内国法人が第八項から第十項までに規定する外國法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額(第六十八条の九十二第十一項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

13

第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え

第十項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外國法人が当該他の外國法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「間接配当等」という。)

るものとする。

第五項第一号			前十年以内の各事業年度の課税済金額	前十年以内の各事業年度の課税済金額	直接保有の株式等の数	第五項
課税済金額	前十年以内	合併等前十年内事業年度	前二十年以内	前二十年以内	前項	第十項
間接配当等又は間接課税済金額	前二十年以内	合併等前二十年内事業年度	（第十項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	（第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	（第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	第十項

第六項第一号			同上	同上	第四項	第六項
別課税済金額	同上	同上	同上	同上	第十一項	第十一項
十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をい う。	間接配当等若しくは間接課税済 金額又は個別間接配当等（第六	（第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	（第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	（第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	（第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	（第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の

						第五項第二号			
						第六項			
額	前十年以内の各事業年度の課税済金	額	分割等前十年内事業年度の課税済金	前項	第四項	直接保有の株式等の数	課税済金額	前十年以内	業年度
配当等又は間接課税済金額	前二年以内の各事業年度の間接	分割等前二年内事業年度の間接	配当等又は間接課税済金額	第十項	第十一項において準用する前項	間接保有の株式等の数	間接配当等又は間接課税済金額	前二年以内	分割等前二年内事業年度

						第六項第二号			
						第七項			
前十年以内の各事	前項の	額	分割等前十年内事業年度の課税済金	前項の	第四項の	前項又は第六十八条の九十二第六項	課税済金額又は個別課税済金額	同上	同上
前二年以内の各事業年度等の間	の第十三項において準用する前項	分割等前二年内事業年度の間接	配当等又は間接課税済金額	第十一項の	第十三項において準用する前項又は第六十八条の九十二第十三項において準用する同条第六項	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接課税済金額	同上	同上	同上

う。以下この項及び次項において同じ。)若しくは個別間接課税済金額(同条第十一項第二号に規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

13

第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出があり、かつ、第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれららの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

12

第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出があり、かつ、第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれららの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

14

第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出があり、かつ、第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれららの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

15

第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六条の八（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

業年度の課税済金額	同条第六項	同条第十三項において準用する業年度の間接課税済金額
前十年以内の各連結事業年度（同条第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度等）	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度）	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十三項において準用する前二年以内の各連結事業年度）

個別課税済金額	個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十一項第二号に規定する前二年内の各連結事業年度をいう。）	個別間接課税済金額
前十年以内の各連結事業年度（同条第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度等）	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度）	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十三項において準用する前二年以内の各連結事業年度）

）」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条规定第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段又は第八項前段（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第六十六条の九の二 省 略

25 13 省 略
14 法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

15 省 略

第六十六条の九の三 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係法人（同条第一項に規定する外國関係法人をいう。以下この項において同じ。）の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外國関係法人の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるとこにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合にころにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額に相当する金額）、当該外國関係法人の部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額に相当する金額）又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めると

）」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

16 第二項前段又は第九項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十九条规定第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段又は第九項前段（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第六十六条の九の二 同 上

25 13 同 上
14 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

15 同 上

第六十六条の九の三 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係法人（同条第一項に規定する外國関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外國関係法人の課税対象金額に對応するものとして政令で定めるとこにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合にころにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額に相当する金額）、当該外國関係法人の部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額に相当する金額）又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額）は、当該金額が当該部分課税対象金額に相当する金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額）又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるとこにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に對応するものとして政令で定めるとこにより計算した金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めると

ころにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。）とみなして、同法第六十九条及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十二項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人の所得に対するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）について）とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項の規定の適用に係る外國関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八

に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十三項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係法人の所得に対し課される外國法人税の額のうちこれらとの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）について）とする。

3 特殊関係株主等である内国法人が、各連結事業年度において、当該内国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する外國関係法人の同項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係法人の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外國関係法人の同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外國関係法人の所得に対し外國法人税が課されるとき（前項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定めるとき）は、当該外國関係法人の当該個別課税対象金額、当該個別部分課税対象金額又は当該個別金融関係法人部分課税対象金額は前項に規定する外國関係法人の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額と、同条第一項に規定する外國関係法人の所得に対し課される当該外國法人税の額（前項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額）は前項に規定する外國関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八

項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外国関係法人の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外國関係法人の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第五項及び第九項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第九項において同じ。）から控除する。

一 当該外國関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 省略

特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項の規定の適用に係る外國関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八

項の規定の適用に係る外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外國関係法人の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外國関係法人の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額又は当該外國関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項及び第十項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条第一項及び第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第十項において同じ。）から控除する。

一 当該外國関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 同上

特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項の規定の適用に係る外國関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外國関係法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八

項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第三項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 | 第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

7 | 第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第三項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第三項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第三項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

8 | 第三項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第二十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の五の二第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、「第四十二条の四第二十二項中「又は第三編第二章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控

項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 | 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

8 | 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

9 | 第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、「第四十二条の四第十二項中「又は第三編第二章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控

、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び」である。第六十六条の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除にと、「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは「同条第六項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の九の三第三項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の九の三第三項」とする。

9| 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第三項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十一項において同じ。）から控除する。

10| 前項の規定は、地方法人税法第二条第十四号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

11| 第九項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十三条の規定による控除をする前に行うものとする。

12| 第九項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用について、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第九項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

10| 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11| 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12| 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13| 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用について、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第九項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の九の四 省略

2・3 省略

4 前三項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である内国法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第九項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である内国法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第十項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

第六十六条の九の四 同上

2・3 同上

4 同上

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である内国法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。）において同じ。）において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に對応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）次項において「課税済金額」という。

5 |
特殊関係株主等である内国法人が第一項から第三項までに規定する外
國法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十
年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度
に係る個別課税済金額（第六十八条の九十三の四第四項第二号に規定す
る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の
額に相当する金額を控除した残額）次項において「課税済金額」とい
う。

5

第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第五項		第六十六条の八第六項	
内国法人が適格合併		内国法人が適格合	
第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併	により被合併法人	第六十六条の九の四第四項	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
課税済金額とみなす	前項	第六十六条の九の四第四項	課税済金額（同項第二号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十二項において同じ。）とみなす

6

個別課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項の規定は、第一項から第三項まで及び第四項（前項の規定によりみなしして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第六項		第六十六条の八第六項	
同上		同上	
個別課税済金額	同上	第六十六条の九の四第四項	同上
個別課税済金額（第六十八条の九十三の四第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。次号及び次項において同じ。）	課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）とみなす	第六十六条の九の四第四項	課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）とみなす